

由利本荘市鳥海高原矢島スキー場広告募集要項

市の資産を広告媒体として活用する広告事業の一環により、鳥海高原矢島スキー場内に掲出する広告を募集します。これによる広告料収入は、スキー場の財源としてサービス向上のため活用されます。また、地域の事業者等の広告を掲載することにより、地域経済の活性化を図ります。

1 鳥海高原矢島スキー場について

(1) 営業期間および時間

営業開始時期 12月中旬から3月下旬まで（定休日なし）

営業開始時間 9時00分（変更になる場合があります）

営業終了時間 16時00分（ナイター営業日の場合は21時）

※夏季シーズンにおいても各種イベント等で利用される場合があります。

(2) 利用者数 リフト乗車延べ人数約220,000人／年

2 掲出可能期間

許可の日から令和11年3月31日まで（最長3年間）

3 掲出場所（広告枠）

別表のとおり

4 広告掲載料（納付書による一括納付）

(1) 広告料（3年分）

別表のとおり

(2) 行政財産使用料（1年分）

別表のとおり

5 広告に関する制限

(1) 由利本荘市広告掲載基準で規制された広告は掲載できません。

※詳しくは、由利本荘市広告掲載基準をご覧ください。

(2) 広告内容は、由利本荘市広告掲載要綱、由利本荘市広告掲載基準、由利本荘市鳥海高原矢島スキー場広告掲載要領を遵守し、スキー場内に掲載することを十分考慮したものとします。

6 広告に関する審査および掲出決定

- (1) 申込内容、広告原稿を審査の上、枠ごとに申込日時の順に決定します。
- (2) 掲出決定後、広告掲出に関する契約および必要な許認可事務を行います。
- (3) 掲出決定に際して、広告内容の一部修正を条件とする場合があります。

7 注意事項

- (1) 広告作成は、審査後に、申込者の責任と費用負担で行ってください。
- (2) 由利本荘市広告掲載要綱等に照らして、広告内容の修正を求める場合があります。
修正に応じていただけない場合、掲出することはできません。
- (3) 広告掲出後であっても、広告内容等が由利本荘市広告掲載要綱等に抵触することが明らかになった場合、広告の修正、掲出停止、あるいは掲出を取り消すことがあります。
- (4) 掲出期間中、広告掲載内容変更届により広告内容を変更することができます。
- (5) 広告に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合は、申込者の責任および負担において解決していただきます。

8 申込方法

(1) 必要書類

- ア 由利本荘市鳥海高原矢島スキー場広告掲出申込書
(ホームページからダウンロードできます。)
- イ 事業内容がわかる資料 (パンフレット等)
- ウ 市区町村税の完納証明
- エ 広告原稿 (A4サイズ以下に縮小したもの)

(2) 受付期間

令和8年9月30日(水)午後5時まで

(3) 提出方法

持参、郵送、メール

(4) その他

- ア 複数枠の申込みも可能です。
- イ 由利本荘市広告掲載要綱、由利本荘市広告掲載基準、由利本荘市鳥海高原矢島スキー場広告掲出要領および同広告募集要項を十分にご確認ください。

(5) 申込みおよび問合せ先

〒015-0402 秋田県由利本荘市尾崎17
由利本荘市観光文化スポーツ部観光振興課
電話 0184-24-4976 (直通)
E-mail kanko@city.yurihonjo.lg.jp

別表第1（要領第3条関係）

広告掲載の位置、形状及び規格等

広告の掲載可能な場所	広告の形状・規格
クワッドリフト山麓停留所 外部壁面	パネル状のもので、横 5,460mm×縦 1,820mm または、横 1,820mm×縦 910mm
無料休憩所（子熊）外部壁面	パネル状のもので、横 1,820mm×縦 910mm
リフト支柱	巻き付けるもので、横 283mm×縦 1,200mm
リフト搬機フード前面下部	シール状のもので、横 800mm×縦 300mm
リフト搬機フード背面	シール状のもので、横 1700mm×縦 500mm

別表第2（要領第9条関係）

広告掲載料

広告の掲載場所・位置	広告料（3年分）	使用料（1年分）
クワッドリフト山麓停留所 外部壁面	（1枠あたり） 298,000円 または49,000円	（1枠あたり） 100円
無料休憩所（子熊）外部壁面	（1枠あたり） 49,000円	（1枠あたり） 100円
リフト支柱	（1本あたり） 10,000円	（1本あたり） 無料
リフト搬機フード前面下部	（1機あたり） 7,000円	（1機あたり） 無料
リフト搬機フード背面	（1機あたり） 25,000円	（1機あたり） 無料